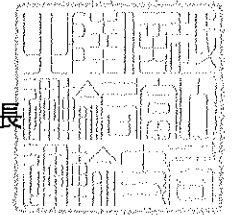


富運整第27号の2  
富運輸第19号の2  
平成29年4月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者 殿

北陸信越運輸局富山運輸支局長



一般貸切旅客自動車運送事業における運行管理者の  
選任義務付け措置に関する取扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業における運行管理者の選任に関しては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）により選任数等が定められているところですが、今般、「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成28年11月15日国土交通省令第78号）の公布に伴い、運輸規則が別紙1のとおり一部改正されました。

これにより、施行期日である平成29年12月1日以降、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとの運行管理者の必要選任数が引き上げられ、原則として営業所ごとに最低2名の運行管理者の選任が義務づけられたところです。

また、改正後の運輸規則第47条の9第1項の表第2号第4欄ただし書において、「当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、一。」と例外的に運行管理者の最低選任数を1名とする営業所を別途指定することについては、別紙2のとおり公示されました。

つきましては、改正後の運輸規則に規定されている運行管理者の選任数等に関して、下記事項に留意し、遺漏なく対応下さるよう願います。

記

1. 施行期日までの間に公示に該当する営業所となる場合

施行期日までの間に公示の記1又は記3に該当する営業所となる場合は、富山運輸支局輸送監査部門に問合せの上、速やかに許可条件を付すための手続を行うこと。

2. 運行管理者の選任数が1名で運行管理者選任数を増加させる必要のある（運輸規則第47条の9第1項の表第2号第4欄ただし書の適用を受けない）営業所（以下、「運行管理者数不足営業所」という。）に該当する場合

①運行管理者数不足営業所については、施行期日までに運行管理者を追加選任する必要があるため、運行管理者資格者証保有者を雇い入れる、従業員等に運行管理者試験を受験させるなど必要な対応を行うこと。

②運行管理者試験に関しては、その受験資格として、基礎講習を修了している又は運行の管理に関する実務経験一年以上を有していることが必要であるため、従業員等に運行管理者試験を受験させる際には、受験資格が早期に具備されるよう手配するとともに、施行期日前の運行管理者試験（平成29年8月実施予定）の受験申込期限等に留意し期を逃すことなく受験させること。なお、当該試験の合格発表は平成29年9月に予定されていることから、運行管理者資格者証の交付申請については、運輸規則第48条の6第3項にて3か月以内とされている期限によらず、合格発表後速やかに富山運輸支局検査整備保安部門に対し交付申請を行わせること。

3. 施行期日後、運行管理者数不足営業所への対応等について

施行期日後、上記1、2の対応が図られず、運行管理者数が不足となる営業所については、監査等を実施の上、厳正に対処することとなるので留意すること。

以上

(別紙 1)

○ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）

第四十七条の九 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる営業所ごとに同表の第三欄に掲げる種類の運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）を有する者の中から、同表の第四欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。

| 事業の種類           | 運行管理者の選任が必要な営業所              | 資格者証の種類            | 選任すべき運行管理者の数                                                                                                      |
|-----------------|------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二 一般貸切旅客自動車運送事業 | 事業用自動車十九両以下の運行を管理する営業所       | 旅客自動車運送事業運行管理者資格者証 | 二。ただし、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であつて、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、一。 |
|                 | 事業用自動車二十両以上九十九両以下の運行を管理する営業所 | 旅客自動車運送事業運行管理者資格者証 | 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を二十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数                                            |
|                 | 事業用自動車百両以上の運行を管理する営業所        | 旅客自動車運送事業運行管理者資格者証 | 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数から百を引いた数を三十で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に六を加算して得た数                                      |



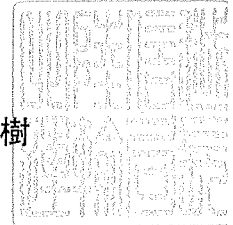
## 公示第1号

旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第2号第4欄ただし書の「当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、一。」について、下記のとおり定めたので公示する。

この取扱いは、平成29年12月1日から適用する。

平成29年4月6日

北陸信越運輸局長 江角 直樹



### 記

1. 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、専ら会葬者の輸送を許可条件に付されている事業者の営業所
2. 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。（佐渡島を除く。））の地域に存する営業所
3. 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、専ら車椅子での乗降装置及び車椅子固定設備等特殊な装備を施した車両を用いた輸送を許可条件に付されている事業者の営業所

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の皆様へのご連絡

### 貸切バスの一層の安全確保のため、 運行管理に関する義務を拡充します。

#### 平成28年11月1日から

- 運行管理者の欠格期間中は補助者になれません（※ 施行日時点で選任済の者を除く）

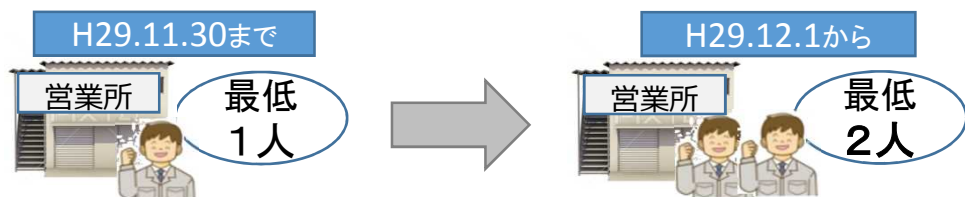
#### 平成28年12月1日から

- 新たに雇い入れた全ての運転者に適性診断の受診及び特別な指導が必要です
- 初任運転者等（※初任運転者、直近1年間に乗務経験のない車種区分のバスに乗務する運転者、事故惹起運転者）に対する指導監督の内容が拡充されます  
（例：**実技訓練を20時間以上実施**）
- 夜間・長距離の運行（※）を行う際は、乗務途中点呼を行ってください  
※ 実車開始・終了時刻が2時～4時の間にある又は2時～4時をまたぐ、実車距離が100km以上の運行
- 補助者の選解任時に運輸支局への届出が必要です  
※ 既存の補助者については平成29年1月31日までに届け出てください
- 実務経験による貸切バス運行管理者資格者証の取得はできません



#### 平成29年12月1日から

- **運行管理者の必要選任数が、営業所ごとに最低2人**（※）等になります  
※ 4両以下のバスを管理する営業所については、地方運輸局長が認める場合、1人選任の特例があります



- **ドライブレコーダーを用いた指導監督・記録の保存**が必要になります（新車）  
（例：**事故、ヒヤリハット、苦情時の映像の確認及び指導**）
- 初任運転者等への**実技訓練以外の指導が10時間以上**に拡充されます

#### 平成31年12月1日から

- **全車にドライブレコーダーを搭載**し、それを用いた指導監督が必要になります

**違反した場合には、行政処分の対象になります。**

■ ご不明な点につきましては、裏面の運輸局、運輸支局等にお問い合わせください。

詳細な改正内容、Q&Aについては、下記URLをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000050.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html)

「運行管理者制度」改正に関するお問い合わせ先(直通電話)

- |                   |          |                         |
|-------------------|----------|-------------------------|
| ○ 北海道運輸局自動車技術安全部  | 保安・環境調整官 | 011-290-2754            |
| ○ 東北運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境調整官 | 022-791-7534            |
| ○ 関東運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境課   | 045-211-7256            |
| ○ 北陸信越運輸局自動車技術安全部 | 保安・環境調整官 | 025-285-9164            |
| ○ 中部運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境課   | 052-952-8044            |
| ○ 近畿運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境課   | 06-6949-6454            |
| ○ 中国運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境調整官 | 082-228-9144            |
| ○ 四国運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境調整官 | 087-835-6372            |
| ○ 九州運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境課   | 092-472-2546            |
| ○ 沖縄総合事務局運輸部      | 監査指導課    | 098-866-1837            |
| ○ 国土交通省自動車局安全政策課  |          | 03-5253-8111 (内線41-623) |



平成 29 年度第 1 回

公 示

運行管理者試験 旅客

| 1. 試 験 日                      | 平成29年 8 月 27 日 (日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |  |        |           |             |       |           |           |                               |  |      |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--|--------|-----------|-------------|-------|-----------|-----------|-------------------------------|--|------|
| 2. 試 験 地                      | (1) 全国46都道府県 (徳島県は除く。) で実施します。<br>(2) 試験会場は、8月9日 (水) 発送予定の受験通知書でお知らせします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |  |        |           |             |       |           |           |                               |  |      |
| 3. 受験資格                       | (1) 試験日の前日において、自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を除く。) の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方<br>(2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (受講予定の方は、試験日の前日までに修了) した方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |  |        |           |             |       |           |           |                               |  |      |
| 4. 受験手続                       | (1) 申請用紙 (受験申請書) は、各都道府県バス協会及びハイヤータクシー協会並びに (公財) 運行管理者試験センターで頒布 (販売) します。<br>頒布期間は、平成29年5月19日 (金)～6月9日 (金) (土・日・祝祭日を除く) です。<br>(2) 申請の方法及び期間<br>①書面申請【申請期間：平成29年5月19日 (金)～6月9日 (金)】<br>受験申請書に必要事項を記入し、所定の証明書類等を添付して運行管理者試験センター試験事務センターへ郵送 (簡易書留) して下さい。<br>※土・日祝祭日は、郵便局によっては取扱いをしておりませんのでご注意下さい。<br>②インターネット申請【申請期間：平成29年5月19日 (金)～6月20日 (火)】<br>(携帯電話、スマートフォンからの申込みはできません。)<br>(公財) 運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。<br>③おまかせ申請【申請期間：平成29年4月17日 (月)～6月15日 (木)】<br>「おまかせ申請書」に必要事項を記入し、所定の証明書類等を添付しておまかせ申請デスクへ郵送して下さい。<br>(3) 受験手数料は、6,000 円 (非課税) です。 |         |  |        |           |             |       |           |           |                               |  |      |
| 5. 合格基準                       | 試験の合格基準は、次の (1) 及び (2) の得点が必要です。<br>(1) 原則として、総得点が満点の 60 % (30 問中18 問) 以上であること。<br>(2) 次表の出題分野 (①～⑤) ごとに必要な正解数を満たしていること。 <table><tr><th colspan="2">出 題 分 野</th><th>必要な正解数</th></tr><tr><td>① 道路運送法関係</td><td>② 道路運送車両法関係</td><td rowspan="2">各1問以上</td></tr><tr><td>③ 道路交通法関係</td><td>④ 労働基準法関係</td></tr><tr><td colspan="2">⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力</td><td>2問以上</td></tr></table>                                                                                                                                                                               | 出 題 分 野 |  | 必要な正解数 | ① 道路運送法関係 | ② 道路運送車両法関係 | 各1問以上 | ③ 道路交通法関係 | ④ 労働基準法関係 | ⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力 |  | 2問以上 |
| 出 題 分 野                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 必要な正解数  |  |        |           |             |       |           |           |                               |  |      |
| ① 道路運送法関係                     | ② 道路運送車両法関係                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 各1問以上   |  |        |           |             |       |           |           |                               |  |      |
| ③ 道路交通法関係                     | ④ 労働基準法関係                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |  |        |           |             |       |           |           |                               |  |      |
| ⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2問以上    |  |        |           |             |       |           |           |                               |  |      |
| 6. 試験結果の発表                    | (1) 試験日より1カ月以内。<br>(2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |  |        |           |             |       |           |           |                               |  |      |

—— 国土交通大臣指定試験機関 ——



公益財団法人  
運行管理者試験センター

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20番地 インテック88ビル TEL 03-5367-2357  
ホームページ <http://www.unkan.or.jp/> 携帯電話版 <http://www.unkan.or.jp/mobile/>

お問い合わせ先 運行管理者試験センター 試験事務センター TEL 04-7170-7077



(掲出期間 平成29年4月6日～平成29年9月下旬まで)